

地震動予報許可事業者各位
緊急地震速報配信事業者各位

平成28年8月26日
気象庁総務部情報利用推進課
気象庁地震火山部管理課

緊急地震速報（予報）の適切な取り扱いの徹底について

気象庁が平成28年8月1日17時09分頃に発表した緊急地震速報（予報）では、一観測点のデータに基づく緊急地震速報（以下、「一点検知」という。）でマグニチュード9.1という予報を行い、その予報が一般に広く流通し、社会的に大きな混乱が見受けられました。

一点検知の予報については、かねてより「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」（以下、「利用ガイドライン」という。）において記述しているとおり、予測精度などを勘案して、端末の報知による人の危険回避の用途には利用しないこと、迅速性を優先する分野において機器制御等に利用する場合は、リスクを承知の上利用すること等適切な利用をお願いしてきたところです（別添1参照）。

8月1日の上記予報の際は、多くの事業者において、利用ガイドラインに沿って情報提供等の対応をして頂いていた一方で、一部で利用ガイドラインと異なる提供が行われたことも報告されています。このため、上記利用ガイドラインの内容及び利用者への配信設定等の確認、ならびに利用ガイドラインで推奨する一点検知の予報の適切な取り扱いの徹底について、よろしくお願いいたします。

なお、このような誤情報の発表への対処策として、気象庁においても別添2のとおり、検討し公表しているところです。

別添1：「緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン」関係箇所抜粋

別添2：平成28年8月26日付報道発表資料「緊急地震速報（予報）の誤情報の発表への対処策について」

緊急地震速報を適切に利用するために必要な
受信端末の機能及び配信能力に関する
ガイドライン

気象庁

改正履歴

- ・ 平成23年 4 月22日 策定
- ・ 平成25年 8 月 2 日 一部改正
- ・ 平成26年 6 月19日 一部追記

サーバー端末間の物理回線の冗長化

サーバー端末間の回線を2本以上とし、1本の回線が切れた場合でも、他方で緊急地震速報(予報/業)を継続して利用できるように準備することである。

回線

いつ提供されるか分からない緊急地震速報(予報/業)を利用するためにはサーバーと端末間が常時接続する回線が必須である。さらに、機械の制御や館内放送等で利用する場合は、専用線のように、インターネット回線に比べて通信の途絶や遅延の可能性が格段に少なく、信頼性の高い回線を使用することを推奨する。

予想した猶予時間による制御、放送、報知

猶予時間の予想には誤差があること、揺れへの対応は必要であることから、緊急地震速報(業)が揺れに間に合わないと予想された場合でも制御等を行うことを推奨する。

また、端末利用者や館内放送を聞く対象者の安全確保を確実にするために、猶予時間が残っている間[安全の確保が必要な複数の地震が同時期に発生した場合は、長い方の猶予時間]+予想の誤差を加味して猶予時間がなくなってからの10秒程度の間は、身の安全確保を促す報知や館内放送を継続させることを推奨する。継続中の放送内容については、最初の報知の繰り返しだけでなく、館内の状況や猶予時間を踏まえたものに変更する選択もある。なお、非常用放送設備を用いて館内放送する場合は、消防法の定めに従った放送を行う必要がある。

予想した震度による制御、放送、報知

緊急地震速報(業)を機械等の制御に利用する場合においては、制御対象の機械等の揺れに対する強度を考慮して設定震度を定めそれを超えたときに制御することを推奨する。

館内放送に利用する場合においては、対象となる人の揺れに対する対応の習熟度合いや工場内の作業場所や事務室等の状況により、揺れに対する安全性は異なることから、これを考慮した設定震度を定めてそれを超えたときに放送することを推奨する。ただし、不特定多数の方を対象にした場合の館内放送の場合、こうした設定震度を定めることが困難なので、一般的に災害が発生し始める震度5弱以上が予想されたときに発表される緊急地震速報(警報)に整合させることを推奨する。

端末報知による人の危険回避に利用する場合においては、緊急地震速報(警報)に整合させることを推奨する。予想した震度や猶予時間を報知させる場合は、緊急地震速報(予報/業)の技術的な限界や特性等を十分理解したうえで、利用することを推奨する。

精度情報等による制御、放送、報知

100ガル超え緊急地震速報や1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)は、地震発生後最も早く提供されるものであるが、落雷等による誤報の可能性があったり、一般に震源やマグニチュードの推定の精度が低いことから、利用にはリスクを伴う。そのため、通常はこれらを用いず、その後提供される複数観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)で制御、放送、報知を行うことを推奨する。

一方、迅速性を優先する分野においては、リスクを承知のうえであれば、これらを制御や館内放送に使う選択もある。

また、放送設備は通常電源を入れてから放送が可能になるまでに時間がかかる場合があるが、100ガル超え緊急地震速報や1観測点のデータに基づく緊急地震速報(業)、予想

緊急地震速報（予報）の誤情報の発表への対処策について

8 月 1 日に発生した緊急地震速報（予報）の誤情報の発表への対処策について、今般、以下の措置をとることと致しましたのでお知らせします。

1. 誤情報の発表及び原因の概要について

8 月 1 日に実際には地震が発生していないにもかかわらず、1 つの観測点（千葉県富津観測点）で大きな信号を観測したため、広域に震度 7 を予測する等、緊急地震速報（予報）の誤情報を発表しました。

原因については、観測点の電源部故障により、地震計の出力データに急激な変化が生じたことだと判明しています。

「緊急地震速報（予報）」とは、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表。一点のみの観測成果であっても発表し、工場の迅速な機器制御などに活用されています。

2. 対処策について

（1）技術的対処

地震計の出力データに急激な変化が生じたことに対して、緊急地震速報を発表するシステムにおいて以下の対策を導入します（年内目途にプログラム改修）。

- ・地震学的にありえない大きさの振幅値を除外する
 - ・地震学的に考えられるマグニチュードの上限値を設け、過大な震度予測をしない
- なお、既に活用を停止している今回の観測点と同様の電源部を有する防災科学技術研究所が整備した観測点（15 か所）については、上記対策の完了まで引き続き停止します。

（2）事業者への周知徹底

緊急地震速報（予報）を提供する予報許可事業者等（配信事業者を含む）に対して、利用ガイドラインにおける当該「予報」の留意事項の周知徹底を重ねて行います。

この利用ガイドラインでは、一点のみの観測成果を用いる「予報」は落雷等による誤情報の発表の可能性を完全には除去できないことから、一般向けにはその後提供される複数観測点のデータに基づく「予報」を利用するよう推奨しています。一方、迅速性を優先する分野においては、上記リスクを承知の上であれば、一点のみの観測成果を用いる「予報」を機器制御等に使う選択もあります。これらは、この「予報」を利用する際の重要な留意事項となっています。

本件に係る問い合わせ先：

気象庁地震火山部 管理課地震津波防災対策室 03-3212-8341（内線 4661）
地震津波監視課 03-3212-8341（内線 4559）